

平成24年第1回隠岐の島町議会定例会会議録

開 会（開議） 平成24年 3月19日（月）9時30分 宣告

1、出席議員

1番	安部大助	6番	小野昌士	11番	遠藤義光
2番	前田芳樹	7番	齋藤昭一	12番	池田信博
3番	平田文夫	8番	石田茂春	14番	福田晃
4番	齋藤幸廣	9番	高宮陽一	15番	安部和子
5番	是津輝和	10番	米澤壽重	16番	松森豊

1、地方自治法第121条の規定により出席した者の職氏名

町 長	松田和久	定住対策課長	岡田清明
副町長	門脇裕	農林水産課長	池田高世偉
教育長	山本和博	下水道課長	中前千之
総務課長	齋藤福昌	建設課長	井川善寿
会計管理者	嶽野正弘	水道課長	山崎龍一
企画財政課長	大庭孝久	総務学校教育課長	岩水守
税務課長	脇田千代志	生涯学習課長	大上博人
町民課長	佐々木秋幸	布施支所長	山川由夫
福祉課長	村上静夫	五箇支所長	村上和弘
保健課長	井川芳樹	都万支所長	高梨康二
環境課長	浅生久	総務課長補佐	渡部誠
観光課長	吉田誠	企画財政課長補佐	鳥井登

1、職務のため本会議に出席した者の氏名

議会事務局長 宮本智幸 事務局長補佐 田中順子

1、傍聴者 なし

議事の経過

議長（池田信博）

ただ今から本日の会議を開きます。

（開議宣告 9時30分）

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

議案審議の便宜上、本会議を休憩し、全員協議会を開催します。

（本会議休憩宣告 9時30分）

（全員協議会開会宣告 9時30分）

全員協議会を閉じ、本会議を再開します。

（本会議再開宣告 13時55分）

日 程 第 1、委 員 長 報 告

「委員長報告」を行います。

各常任委員会の審査に付した町長提出議案、議第12号「隠岐の島町長及び副町長の給与等に関する条例の一部を改正する条例」から議第37号「工事請負変更契約の締結について〔西田箕浦線災害防除工事〕」、議第38号「平成24年度隠岐の島町一般会計予算」から議第51号「平成24年度隠岐の島町上水道事業会計予算」までの議案40件、議第52号「隠岐の島町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例」から議第54号「工事請負契約の締結について〔西郷中学校校舎耐震補強及び大規模改造（建築）工事〕」の3件、計43件及び陳情・要望案件並びに継続審査となっている各常任委員会の調査事項を一括して議題といたします。

ただ今、議題となりました件に関して、所管の委員会における審査の経過並びに結果等について、委員長の報告を求めます。

始めに、総務産業建設常任副委員長：7番 齋藤昭一 議員

7番（齋藤昭一）

総務産業建設常任委員会の報告を行います。

当委員会は、議会閉会中の 2 月 13 日、14 日、15 日、会期中 3 月 14 日、15 日、16 日の 6 日間開催し、所管の調査事項の審査、研究及び今定例会に付託になった案件につき、所管の課長及び関係職員の出席を求め慎重審議いたしました。

審査の結果、付託されました各種条例制定及び一部変更する条例は全会一致で「可決すべし」といたしました。

平成 24 年度隠岐の島町一般会計は賛成多数で「可決すべし」といたしました。1 名反対がございました。

理由といたしましては、農業公社の予算措置で、24 年度の当初予算が措置されていないこと、本来補助金であるべきものが委託料となっているという指摘がございました。

継続審査になっている要望第 3 号「観光施設ホテルニューかじたにの施設存続に対する行政支援を求める要望書」につきましては、年間の宿泊客 7,600 名のうち約 6,000 名の団体ツアー島後 1 泊島前 1 泊を受け入れ、代理店との深い関係を築いてきた施設であります。廃業となれば今期の集客を開始している旅行代理店との契約問題、関連業者や従業員の雇用問題、旅客の航空機や船舶の利用者減、観光施設利用者減、風評被害による客離れ、更に観光を基軸とした隠岐の島町の観光施策の基本が揺らぐこととなります。

今後の隠岐観光を思考するに、この施設の重要性は要望書のとおり隠岐の観光事業に欠かせない施設であります。全会一致で「趣旨採択」といたしました。なお、意見として町としては観光を主軸に考えればもっと具体性をもって前向きに検討するよう付け加えておきます。

今定例会に提出された陳情第 1 号「島根原発をなくし再生可能エネルギーへの転換を求める陳情」についての 3 つの要件のうち、原発に変わる再生可能エネルギーの普及促進と低エネルギー社会を実現することについて必要を認め全会一致で「趣旨採択」としました。

要望第 1 号「地元コンサルタント業者への発注機会を求める要望書」については、地元会社と雇用を守る必要があることから、全会一致で「採択」といたしました。

審査の状況及び結果についてでございます。

付託された議案の審査過程における質疑、意見などについて経過を報告いたします。

築 40 年を数えた役場本庁舎は耐震診断調査によると、殆どの階で耐震指標値を下回っております。費用対効果等を勘案しながら補強及び新庁舎移築建設をも踏まえて、町民を交えた検討委員会等で検討を行う予定としております。

隠岐の島町の営業マンとしての町長の交際費は少なすぎるとの意見がありました。

防災対策として、災害時の避難訓練の具体案が示されていない。災害はいつ起こるのか分からない、早急に実施計画を立てるよう指摘をいたしました。

新年度一般会計予算は、150億3,000万円で前年度当初予算の1.4%減、特別会計は42億6,440万円で2.1%増、合計では0.7%の減となります。

事業の主な内訳として、新年度「にぎわい商品券発行」の販売などは、商工会、店舗に任せ、換金業務のみを役場担当課が受け持てばよいという意見もありました。

住宅建築事業は島内産木材利用促進するため、今年度は15戸分の補助金を出す。1立方メートル当たり4万円、100万円まで保証します。

農業公社には、町から生産法人の分社化を提案しております。1日でも早い結論を出すよう指摘しました。

24年度の当初予算には、「農地利用集積円滑化事業等委託料」で事業の委託料として1,060万円計上されております。

ごみ回収事業には、多額な予算が投入されている。民間に事業移管して減額できるのではないか。早急な結論を出すべきだ。

農村改善センターは、指定管理者の公募をしたが申込みがなく町の直営とする。廃館も考えられるが、利用頻度は高く引き続き存続を要望されている。収入を得る事業を興じ存続できるよう努力を要望した。

地域協議会は機能していないという意見があり、もう一度考えてみる必要があると指摘した。

生活路線バス事業で運行中のバス8台中5台は、20年を超えているため年1台予定で更新計画である。ただ大型か中型は利用状況を精査し判断する。

夏季ジェット就航は8月中の1ヶ月間となる。県の補助金は昨年までで、24年度の交付金はなくなる。搭乗率に影響が出ないように利用促進には努力すべきである。

隠岐汽船経営支援補助金固定資産税相当額80万円は、黒字となった今必要ないと判断する。自助努力で補うべきだとの意見があった。

継続審査として、「まちづくり対策事業に関する調査・地域産業の振興に関する調査」については、議会閉会中も調査・研究を行います。

議長（池田信博）

次に、教育民生常任委員長：9番 高宮陽一 議員

9番（高宮陽一）

教育民生常任委員会の報告を行います。

当委員会は、今定例会で付託されました、平成 24 年度一般会計及び各特別会計予算、条例制定や条例の一部改正、工事請負契約、陳情案件など 16 件と所管の調査事項について審査を行いましたので、審査の経過並びに結果について報告をいたします。

委員会は、議会閉会中の 2 月 13 日、14 日、15 日、16 日、会期中の 3 月 14 日、15 日、16 日の 7 日間開催し、必要に応じて関係課長・担当者から資料の提出や説明を求め、慎重に審査いたしました。

まず、一般会計及び各特別会計の当初予算は全会一致で「可決すべし」といたしました。が、主な意見・指摘事項について申し上げます。

児童福祉の関係でございますが、保育料の収納状況については努力しているものの、依然として滞納者がなくなるのが現状であります。過年度分の保育料の徴収については努力の成果もあり、年々減少してきていることは評価できるものであり、引き続き滞納者ゼロを目指し、保育現場と一体となって取り組むよう指摘いたしました。

生活保護費では、臨時職員を採用し、ハローワークへ同伴する等、就労支援業務に取り組んでいるが、結果として実質的な就労へとつながっていないとのことであります。法律上では、就労している受給者の現状は、作業所などでの作業従事や、わずかばかりの野菜生産に従事しているのが実態であります。このことは、民間事業所における就業の場がないばかりか、地方自治体として受け入れ態勢が整備できてないことも要因の一つと思われれます。

就労を支援することは評価しているが、実質的な生活が確保できるような職場を提供することが求められており、自治体自らが率先して働く場の確保をするよう指摘しております。

保健衛生費では、新年度から一般不妊治療に対する助成事業が始まりますが遅ればせながら取り組むことは評価しています。しかしながら、特定不妊治療については県の補助事業があることから対象となりませんが、その治療費は高額であり治療をためらう方もあると思われれます。次世代育成支援行動計画を真に実現するため、また、少子化対策のためにも特定不妊治療について、県に上乘せして支援するよう指摘したところであります。

次に、小・中学校費についてであります。学校の防犯対策については今日まで紆余曲折がありましたが、現在では校長室や職員室など一部においてのみ防犯対策がされております。

先般、学校への不法侵入と疑われるような事件が発生したことは学校管理上問題であり、学校の防犯対策については、校舎全体を管理できる体制を整備するよう指摘しました。

また、新年度から中学校の体育で始まる武道必修化に伴い、本町の中学校では全て柔道を

選択することになりました。中学校の柔道については、授業中の事故についての不安の声が全国的に上がっています。授業における安全確保には、正しい技の指導や医学的知識を学んだ指導者が必要と言われており、国・県においては、過去の事故事例などを参考にした事故防止の指導マニュアルの作成等を検討しているようではありますが、柔道指導の経験のない教員が僅かな実技講習を受けたからといって、保護者や生徒の不安は払拭されないと思います。

教育委員会では、柔道連盟や警察、または警察OB、柔道指導経験者など、外部指導者の検討をしているとのことではありますが、財政的措置も含め、安全な授業が確保できるように早急に対応するよう指摘をいたしました。

社会教育費では、教育文化振興財団の理事等の役員について、過去において町との請負関係や利害関係のある方が就任していましたが、公正・公平な業務を取り扱う財団の理事等の役員に就任することは問題があると思います。今後は、このような状況にならないよう指導等、徹底するよう指摘をいたしました。

次に、隠岐レインボークラブについてであります。町民の健康づくりや地域コミュニケーションを目的に平成22年度から始まり、現在は子どもから高齢者までの方々が気軽に参加できるスポーツが多種にわたり開催され、子どもの健康づくり、世代間交流など重要な役割を担っております。しかしながら、人材不足や従業員の不安定雇用、更には、国の助成金が3年後の平成27年度には無くなるということなど、今後のクラブ運営の上からも課題が山積し、継続できるのかどうなのか危惧しているところであります。

委員からは重要な事業であり、しっかりとした態勢で継続すべきとの意見が多数を占め、今後は、教育委員会・行政が連携し、クラブのあり方について検討するよう指摘いたしました。

最後に、平成24年度隠岐の島町国民健康保険事業勘定特別会計であります。国保事業における一人当たりの医療費は、県下でも低位にありますが、医療費総額は年々増え続ける一方で、被保険者は年々減少し、平均所得も減少傾向にあるため保険税収入も減少しております。更には、後期高齢者医療制度や介護保険制度への負担も増加しており、国保会計の運営は危機的な状況になり、国保税率の引き上げが避けられない状況となっております。

担当課では、国保会計の収支シュミレーションを行い、国保運営協議会、住民への周知など平成25年度からの税率引き上げや、医療費抑制のための保健事業の充実・強化も検討しているところであります。

国保税の引き上げは止むを得ないものと理解できるものでありますが、町民があんきで健

康に暮らして行くためには、医療費の抑制に併せ健康づくり対策が重要であります。今まさに、行政の垣根を超え、町・医療機関・住民が一体となって、その体制確立のために全力で取り組むよう指摘いたしました。

次に、工事請負契約の締結について〔西郷中学校校舎耐震補強及び大規模改造（建築）工事〕についてであります。工事期間中における事故等が心配されますので、児童生徒の安全確保の徹底を図るよう要望いたしました。

次に、陳情案件についてであります。

陳情第2号「公的年金の改悪に反対する陳情」であります。提出者は、松江市全日本年金者組合島根県本部執行委員長中村照氏であります。

陳情の趣旨は、厚生労働省が公的年金の特例水準を解消するため、3年間で2.5%引き下げを行うとしていることに反対し、国に意見書を提出してほしいというものであります。

委員からは、年金は物価連動となっているが、今までそのような対応もされてなく、引き下げられる時だけ反対というのは問題だという意見もありました。現在、国においては将来の年金構想も検討されており、賛成多数で「趣旨採択」としたところであります。不採択1名、趣旨採択5名であります。

次に、陳情第3号「『こころの健康を守り推進する基本法』（仮称）の制定を求める意見書採択に関する陳情」であります。提出者は、隠岐の島町島後地区家族会会長、齋藤捷文氏外、西ノ島町・知夫村・海士町の各家族会からの3名であります。

陳情の趣旨は、国民が幸せな人生を送るためには健康が大切であり、体とこころの両方が健康であることと言われております。精神疾患やこころの健康問題は、国民一人ひとりにとって切実な問題となっており、精神保健医療を総合的に改革するために、「こころの健康を守り推進する基本法」（仮称）の制定を求める意見書を国に提出してほしいというものであります。精神保健医療の現状と対策については、今少し調査検討を要することから、全会一致で「継続審査」といたしました。

最後に、調査事項である「保健・医療・福祉に関する調査」「教育文化に関する調査」は、議会閉会中も、引き続き、調査研究してまいります。

以上で、教育民生常任委員会の報告を終わります。

**議長（池田信博）**

以上で、「委員長報告」を終わります。

**日 程 第 2、特別委員会の中間報告**

「特別委員会の中間報告」を議題とします。

隠岐の島町議会会議規則第 47 条第 2 項の規定により、行財政改革特別委員会、竹島対策特別委員会から調査事項の件について、中間報告をしたいとの申し出があります。

お諮りします。

本件は、申し出のとおり報告を受けることにしたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

( 「異議なし」の声を確認 )

「異議なし」と認めます。

従って、行財政改革特別委員会、竹島対策特別委員会の中間報告を受けることに決定いたしました。

始めに、行財政改革特別委員長の発言を許します。

行財政改革特別委員長：3 番 平田文夫 議員

**3番( 平 田 文 夫 )**

行財政改革特別委員会の報告を行います。

当委員会は、議会閉会中の 2 月 21 日と会期中の 3 月 8 日の 2 日間開催し、調査事項である「行財政基盤の確立と町民福祉向上に関する事項について」審査したので、審査の経過について報告いたします。

まず、2 月 21 日開催の委員会では、指定管理者制度の目的としている住民福祉向上の視点から、総務課長・財政課長・担当者の出席を求め、制度の現状について意見交換をいたしました。

指定管理者制度では、民間事業者が有するノウハウを活用して住民サービスの質の向上を図ることとしておりますが、指定管理を受ける民間事業者において、従業員の労働管理体制など、いろいろと問題が生じております。

委員からは、「現実的には競争相手がいないのではないか。」「制度が経過する中で、形式的に運用しているのではないか。」「指定するに当たっては、実績をしっかりとチェックすべきではないか。」「審査に当たっては、外部委員も入れるべきではないか。」等の意見がありました。

担当課長からは、「公平な審査をするために外部委員を導入している自治体もあり、導入の検討が必要かもしれない。小さな町で手をあげる業者も少なく、メリットが見えてこないのが現状だ。現行の手続き関係が形式的になっているかもしれない。」との答弁がございました。

指定管理者に対して、「町がしっかりチェックし指導することが大切であり、お互いが義務と責任を放棄しているのではないか。」との質問には、「サービスの部分は話をして行かなくてはならないが、あまり首を突っ込むと指定管理の意味がない。」とのことであります。

しかしながら、住民サービスの向上をお願いする上からも、民間事業者がどのような態勢で取り組む考えなのかということは一番重要なことであり、今後の指定管理の運用に当たっては、今一度、制度全体のあり方、運用方法について再検討すべきではないかと指摘したところであります。

次に、3月8日開催の委員会では、指定管理者制度、「株式会社あいらんど」に対するその後の指導等について説明を求めました。

まず、指定管理者制度において、本定例会でも説明があったように、五箇地区の農村環境改善センターの直営化の経過について説明を求めたところであります。ご承知のように、農村環境改善センターは、行革の実施計画において指定管理とする施設として、「幸の島協議会」を指定管理者として議会で議決しているところであります。

本年度からの指定管理の更新にあたり公募をしたところ、「幸の島協議会」では24年度からの運営補助金制度がなくなることから、「幸の島協議会」からの応募がなかったとのことであり、検討した結果、直営で管理するとのことでありますが、直営化については行革本部会で検討がされなかったことは議会軽視であり、強く反省を求めるものであります。

特に、「株式会社あいらんど」については、会社と職員との話し合いにより労働環境改善の方向が出たことから要望書の取り下げがありました。労働基準監督署や町の指導により就業規則等が整備されたことは好ましいことであります。

今後、指定管理者制度の運用に当たっては、住民福祉の向上を目指す指定管理者制度であることを十分認識し、指定管理者任せでなく、法の遵守やチェック・指導体制を強化すべきであることを強く指摘しておきたいと思えます。

以上、報告を終わりますが、調査事項である「行財政基盤の確立と町民福祉向上に関する事項について」は、議会閉会中も引き続き調査研究してまいります。

以上で、行財政改革特別委員会の中間報告を終わります。

**議長（池田信博）**

次に、竹島対策特別委員長の発言を許します。

竹島対策特別委員長：2番 前田芳樹 議員

**2番（前田芳樹）**

竹島対策特別委員会の中間報告を行ないます。

当委員会では、議会閉会中の2月22日と会期中の3月8日の2日間、委員会を開催し、所管事項について調査等をしたので、その主なものについて報告をいたします。

松江市で2月22日に開催された「竹島の日」記念式典への参加と、その前後の動きに関する件では、島根県民会館500人収容の中ホールで、記念式典及びシンポジウムが開催され、当委員会からは6名が出席をいたしました。

大会では、政府関係者及び多数の国会議員の参加があり、島根県知事より国会議員へ竹島の領土権が早期に確立されるよう国による行動措置6項目を求める要望書が手渡されました。

また、島根県知事は、4月11日には東京で竹島問題全国アピール集会在開催されることを公表しました。

竹島関連資料提供者への表彰ののち、竹島返還要求運動隠岐既成同盟会の代表によりまず要求声明をもって、式典は非常に盛会裏のうちに終了しました。

その後のシンポジウムは、竹島問題研究会座長の下條正男拓殖大学教授によって進行がなされ、韓国の近頃の情勢と日本に教育現場での方策などが取り上げられました。

大会終了後、第6回竹島対策特別委員会を開きまして、今大会参加の評価をしたところと、大会の全体状況、国会議員の出席状況、全国アピール集会在やっと開催されることなどからも世論の喚起はここへ来て進展拡大しつつあることを確認し、且つ認識したところでございます。

また、より以上に世論を呼び起こすには、竹島返還要求運動バッチを作って安く有償で配付をし、多くの人につけてもらってはどうかと意見があり、執行部へ提案しようとなりました。昨年12月定例会で出した要望決議の実践を執行部に求めることなどを意見集約をいたしました。

大会前後の動きとして、前日の2月21日に佐藤正久参議院議員が来島し、隠岐の島町役場を訪れたのち、久見地区で地域住民25人からの竹島漁撈基地であった頃の状況聴取をし、その後北朝鮮の漁船が漂着しました那久崎の現場を確認されました。

2月23日には、衆議院議員の新藤義孝氏、小泉進次郎氏、随行員4名と島根県議会議員の吉田政司氏、元島根県議会議員長の福田正明氏、テレビや新聞のマスコミが多数来島しました。

松田町長が首相官邸や外務省へ竹島問題の陳情へ出向いて不在のため、町当局からは門脇副町長と八幡主幹が対応案内したところでございます。一行は、隠岐の島町役場を訪れたのち、午前中はふれあいセンターで水産関係者と意見交換をし、午後は久見地区で地域住民30

人から竹島漁撈基地であった頃の思い出などの聴取と懇談をしました。地域住民からは、「早く竹島漁撈歴史館を地区内に造ってほしい。」「早く竹島を取り戻すよう国会でしっかり取り組んでもらいたい。」などの要望が強く出されました。その後、北朝鮮の漁船漂着現場であります那久崎を現地確認されました。夕方5時からは、ふれあいセンターで新藤義孝国会議員、吉田政司島根県議会議員と島内各種団体との意見交換会が開かれました。

当委員会からは、これに6名が出席し、領土領海を守るのは、国家の基本で国が厳然と責任を持った対応をするべきだと意見を述べました。新藤義孝氏は、昨年8月1日に鬱陵島視察で韓国を訪問したが入国拒否されたときの様子を詳しく話され、機運も高まった今、超党派国会議員連盟による国政レベルでの厳然たる対応を推し進めることを約束なされました。

テレビ、新聞、町広報で竹島問題を広く報道してもらえたのは、話題の国会議員来島と関係各位のご協力の賜物でありました。

付託事項につきましては、議会閉会中も引き続き調査研究をまいります。

以上、中間報告といたします。

**議長（池田信博）**

以上で「特別委員会の中間報告」を終わります。

### **日 程 第 3、討 論**

「討論」を行います。

町長提出議案の、議第12号「隠岐の島町長及び副町長の給与等に関する条例の一部を改正する条例」から諮問第3号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」までの46件及び本日の議事日程第1で行いました、常任委員長報告を一括して討論に付します。

先ず、反対討論の発言を許します。

5番：是津輝和 議員

**5番（是津輝和）**

私は、議第38号「平成24年度隠岐の島町一般会計予算」について反対討論を行います。

この度の、一般会計予算において、2款、1項、9目の「隠岐汽船経営支援費」については、船舶の固定資産相当額80万6千円を隠岐汽船株式会社に補助するとありますが、同社の平成22年度決算書によりますと約3億円の黒字が計上されており、減価償却費約2億1千万円を加味すると実質利益が5億円を越す実質利益となっております。

総括質疑での所管課の答弁では、「隠岐汽船の再生計画が終了した平成22年9月末に、同社から厳しい経営環境が続いているので引き続き支援をしてほしい旨の要望書が出され、検

討した結果 23 年度以降も支援して行くことになったので、24 年度も引き続き支援して行くとのことでありました。

なぜ、黒字会社に貴重な税金を投入しなくてはならないのか。私には到底理解ができません。金額からして、会社の経営努力で対応できる範疇だと考えますので、補助金支援には断固反対であります。

次に、2 点目の「にぎわい商品券発行事業」約 4 億 4,400 万円についてであります。

町内の経営対策として、引き続き実施するとのことではありますが、その効果のほどがきちんと検証されていない上に、当該商品券が町内全ての商品や事業所等で使えるわけでもなく、その上、当該商品券を購入した人だけに恩恵を浴する等、1 割のプレミアム額 4,400 万円を税金で賄うのは、税の配分の公平・公正の観点からも大いに問題があります。

税金を使つての経済対策を図るならば、「減税」での対応の方が、その恩恵を町民が等しく享受でき、公平・公正であると考えます。

その観点から「プレミアム付き商品券」の発行は、商工会等で行うべきだと考えます。

私たち議員は、予算等について町民の皆様方に対してその正当性について説明ができなければならぬのは言うまでもありません。

しかしながら、私は上述の 2 点について、税金の使い方としての正当性に疑義があり、町民の皆様方に説明することができないのであります。

よって、議第 38 号「平成 24 年度隠岐の島町一般会計予算」については、反対せざるを得ません。

議員諸兄のご賛同をお願い申し上げまして、私の反対討論といたします。

**議長（池田信博）**

次に、賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声を確認）

「賛成討論なし」と認めます。

次に、反対討論の発言を許します。

9 番：高宮陽一 議員

**9 番（高宮陽一）**

再びこの場で反対討論するのは大変残念なことではありますが、私は、議第 38 号「平成 24 年度隠岐の島町一般会計予算」のうち、総務費「定住対策事業の孫抱き交付金事業」について反対の討論を行います。

昨年9月定例会の補正予算にこの事業が提案されましたが、事業計画や内容があまりにもお粗末、調査不足や計画のずさんさ、事業効果については明確な説明もできず、最終的には副町長の「経済対策です。」の言葉でありました。私は、あまりのお粗末さに、自治体が行う施策としては不公平の最たるものだと反対討論を行いました。残念ながら賛成多数で補正予算は可決をされてしまいました。

反対の理由については、既に9月定例会で申し上げたとおりですが、6か月が経過した今日、更に多くの矛盾点や問題点が出たと私は思っております。

改めて申し上げますが、孫抱き交付金交付要綱では、経済活性化と伝統文化の継承を図ることです。

交付対象者は、町内で披露宴を行う者25万円、町内で披露宴を行い、且つ、子授けの儀を行う者30万円であり、まず町内での30名以上の披露宴を行うことが前提であります。

このことから判るように孫抱き交付金ではなく、披露宴ができる経済的に余裕のある新郎・新婦に対する披露宴支援交付金であるとは言いようがありません。しかも、経済対策と言いながら定住対策で予算化されており、なぜ、経済対策で予算化しないのか、予算というものはいい加減なものなのかと疑うばかりであります。

アンケート調査でもわかるように、もともと隠岐で披露宴を行う予定だったので助かりましたとの結果もあります。披露宴をしたいけどできない新郎・新婦はどんな思いでしょうか。29人以下では地域経済対策とならず、伝統文化の子授けの儀を島外で行っても伝統文化の継承とはならず、この要綱は、矛盾だらけの不公平要綱であります。

男性と女性が結ばれる、そして新しい家族として人生が始まる、結婚そして披露宴は、本人・家族にとって人生最大の喜びごとであると申し上げました。

町内で行おうが、島外で行おうが、それぞれの家族には事情というものがあり、行政が税金を投入して介入すべきものではありません。

財政が厳しい厳しいと言いながら、よくこんなお金があったものだと感心をいたしております。

幸いにも、町内の事業者の方々からブライダルフェアの開催など、関連業者の連携の機運が見えたようなので、今後は、営業努力をして隠岐での結婚式・披露宴も増えるのではと期待をしています。これが、本来のあるべき姿ではないでしょうか。

総括質疑において、副町長は、「必ずしも町が思っているとおりの効果がない部分もあるかもしれないが、せっかく着手したのでもう少し見させてほしい。」との答弁でありました。何

の様子を見る必要があるのでしょうか。私には全く理解できません。

町内の事業者・関連業者の連携の機運が見えたということであれば、それに変わるものは無いと思います。

本町は、雇用の場もなく人口は減少するばかり、観光客も増えず、地域は限界集落と言われるような状況も出現し、役場は、合併後の地域の検証は判断がつかないと言うし、本当に私たちはどうしたらいいのでしょうか。やることは一杯あると思います。

町長、あなたは「祝い金の方が良かったかもしれない。」と言っておられました。あなたのリーダーシップが問われます。矛盾だらけ、ごまかしの「孫抱き交付金事業」は早急に再検討し、新年度からは廃止をすべきであります。

次にもう1点、先般常任委員長報告からありました、要望第3号「観光宿泊施設ホテルニューかじたにの施設存続に対する行政支援を求める要望書」についてであります。

所管委員会での審査結果は、委員長報告のとおり、隠岐の観光事業に欠かせない施設であり「趣旨採択」であります。このことは、他の民間業者から陳情等が出た場合、全て行政がというのは問題があると思います。自分のところの事業者が経営に困った時に、それぞれの事業者で処理するものであり、議会として「不採択」とすべきであると考えます。

以上2点申し上げ、平成24年度の隠岐の島町一般会計予算、そして、委員長報告について反対の討論を終わります。

**議長（池田信博）**

次に、賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声を確認）

「賛成討論なし」と認めます。

次に、反対討論の発言を許します。

（「なし」の声を確認）

「反対討論なし」と認めます。

他に討論はありませんか。

（「なし」の声を確認）

以上で「討論」を終わります。

**日 程 第 4、採 決**

「採決」を行ないます。

この採決は、起立によって行ないます。

まず始めに、議第 12 号「隠岐の島町長及び副町長の給与等に関する条例の一部を改正する条例」から議第 25 号「隠岐の島町分担金徴収に関する条例の一部を改正する条例」までの計 14 件を一括して採決いたします。

本案に対する各常任委員長報告は、「可決すべき」であります。

本案を委員長報告のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

( 起 立 全 員 )

起立「全員」であります。

従って、議第 12 号から議第 25 号までの計 14 件は原案のとおり可決されました。

次に、議第 26 号「隠岐の島町相撲場設置及び管理条例」から議第 31 号「隠岐の島町公営企業の利益及び資本剰余金の処分等に関する条例」までの 6 件を採決します。

本案に対する常任委員長報告は、「可決すべき」であります。

本案を、委員長報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

( 起 立 全 員 )

起立「全員」であります。

従って、議第 26 号から議第 31 号までの 6 件は原案のとおり可決されました。

次に、議第 32 号「辺地に係る総合整備計画の一部変更について」から議第 37 号「工事請負変更契約の締結について〔西田箕浦線災害防除工事〕」までの 6 件を一括して採決します。

本案に対する常任委員長報告は「可決すべき」であります。

本案を委員長報告のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

( 起 立 全 員 )

起立「全員」であります。

従って、議第 32 号から議第 37 号までの 6 件は原案のとおり可決されました。

次に、議第 38 号「平成 24 年度隠岐の島町一般会計予算」を採決します。

本案に対する常任委員長報告は、「可決すべき」であります。

本案を、委員長報告のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

( 起 立 多 数 )

起立「多数」であります。

従って、議第 38 号は原案のとおり可決されました。

次に、議第 39 号「平成 24 年度隠岐の島町国民健康保険事業勘定特別会計予算」から議第 51 号「平成 24 年度隠岐の島町上水道事業会計予算」までの 13 件を一括して採決します。

本案に対する常任委員長報告は、「可決すべき」であります。

本案を委員長報告のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

( 起 立 全 員 )

起立「全員」であります。

従って、議第 39 号から議第 51 号までの特別会計予算 13 件は、原案のとおり可決されました。

次に、議第 52 号「隠岐の島町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例」から議第 54 号「工事請負契約の締結について〔西郷中学校校舎耐震補強及び大規模改造(建築)工事〕までの 3 件を一括して採決します。

本案に対する常任委員長報告は、「可決すべき」であります。

本案を、委員長報告のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

( 起 立 全 員 )

起立「全員」であります。

従って、議第 52 号から議第 54 号までの 3 件は、原案のとおり可決されました。

次に、諮問第 1 号、諮問第 2 号、諮問第 3 号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」までの 3 件を一括して採決いたします。

本案は、お手元に配付しました意見のとおり答申することに賛成の方の起立を求めます。

( 起 立 全 員 )

起立「全員」であります。

従って、諮問第 1 号、諮問第 2 号、諮問第 3 号はお手元に配付しました意見のとおり答申することに決定いたしました。

次に、要望第 3 号「観光宿泊施設ホテルニューかじたにの施設存続に対する行政支援を求める要望書」について採決します。

本案について、委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

( 起 立 多 数 )

起立「多数」であります。

従って、陳情第 3 号は、委員長報告のとおり決定することにいたしました。

次に、要望第 1 号「地元コンサルタント業者への発注機会を求める要望書」、陳情第 1 号「島根原発をなくし、再生可能エネルギーへの転換を求める陳情」、陳情第 2 号「公的年金の改悪に反対する陳情」、陳情第 3 号「こころの健康を守り推進する基本法(仮称)の制定を求める

意見書採択に関する陳情」の4件を採決します。

本案について、委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

( 起 立 多 数 )

起立「多数」であります。

従って、要望第1号、陳情第1号及び陳情第2号、陳情第3号は、委員長報告のとおり決定することにいたしました。

以上で「採決」を終わります。

ここで、10分間の休憩といたします。

( 本会議休憩宣告 14時50分 )

休憩を閉じ、本会議を再開します。

( 本会議再開宣告 15時00分 )

## 日 程 第 5、委員会の閉会中の継続審査・調査付託

「委員会の閉会中の継続審査・調査付託」の件を議題とします。

各常任委員長及び各特別委員長から、審査を終えることのできなかつた事件及び調査を要する問題につき、隠岐の島町議会会議規則第75条の規定に基づき、お手元に配付いたしましたとおり、閉会中の継続審査を行いたいとの申し出がありました。

お諮りします。

各常任委員長及び各特別委員長からの申し出のとおり、これを閉会中の継続審査に付することにご異議ありませんか。

( 「異議なし」の声を確認 )

「異議なし」と認め、そのように決定いたしました。

以上で、「委員会の閉会中の継続審査・調査付託」を終わります。

## 日 程 第 6、議員派遣の件

「議員派遣の件」を議題とします。

お諮りします。

お手元に配付のとおり、議員派遣を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

( 「異議なし」の声を確認 )

「異議なし」と認めます。

従って、「議員派遣の件」は、原案どおり可決されました。

以上で、「議員派遣の件」を終わります。

以上を以って、本定例会に提出されました議案は、継続審査となった案件を除き、全部議了いたしました。

これを以って、平成 24 年第 1 回隠岐の島町議会定例会を閉会します。

( 閉 会 宣 告      15 時 01 分 )

以 下 余 白

以上会議の次第は、事務局長が調整したものであるが、その内容は正確であるのでこれを証明するために、ここに署名をする。

平成 24 年 4 月 日

隠岐の島町議会議長

隠岐の島町議会議員

隠岐の島町議会議員